ザル旨ノ契言マデ試ミ候処竹原モ大ニ恐縮
シ売合今後ノ行動ヲ慎ミ可申旨ヲ誓ヒタル
由ニ有之、尚野村徳七ハ今日午前中頃寺ニ参リ
居、不在中ニ付キ午後呼出ス様ニ申居之所果
ノ戒告ヲ試ル考ノ由ニテ小山氏ニ於テ今後共売
合ノ注意ヲ払フベキ様申請申居候間右ニ付
金ニ関スル処置振合等ハ如斯ニ御座候敬具
尚竹原ノ帳簿上ニ於テ大阪支店内ヨリ東京本店
ヘ向ケ第一回四分利国債々証書ノ転送セラレタル
モノ竹原友三郎分四千参百五千五百円、野村徳七
分六拾六万九千七百円ニ有之候、又竹原友三郎

3、

ニ於テ過般應募ノ上割當ヲ受ケタル分三十四
萬余圓ノ外他ヨリ買入レタルモノ額面百參拾余萬
圓ニ達シ、内六拾萬ハ東京ニ、五拾萬ハ大阪ニ賣
拂ヒ、餘ハ手許ニ殘留致居、自分名義ノモノハ僅
分ナルモ纏マリ居ル等ヨリ買入レタルモノ、代リトシテ
他ニ交付セルニ過キザル旨申居ル趣ニ候、右
他ヨリ買込ミタル次第ニ依レハ野村、竹原等ノ外ニモ
現場商ノ第一回四分利公債ヲ買入額ニ賣買セル
モノモ少ナカラズ、當地ニ於テ同業者中隨分勢力
アル高木又次郎ノ如キモ巨額ニ京阪ヘ出シテ
各分九十四圓六七拾錢見當ノ買値ナリシカノ様ニ

明治　年　月　日

大

明治　年　月　日

御申越候、斯ク売物ノかかうぜんハ昨日午前
便ヲ以テ總裁宛得貴意候通今般同シ
売リテ五分利ヲ買ヒ代用上第二回ヲ得ルハ
多クノ市況ヨリモ一圓方利得多シトノ計算ニ
出テタルモノニ依屋候處右之、一、二ノ小銀行
ナドニテモ斯クスルモノ有之哉ニ承及候以上

明治四十三年四月五日

大阪支店長　植原仲治

副總裁高橋是清殿

芳澤様 右論仕候、内閣ノ下諸組合規約及日本銀
行ト組合トノ下請契約書之再難有頂戴致シ、御気ニ些
モナク極秘トシテ取扱可申候、
尤今回四分利公債應募者景気ニ関スル措置ハ自編
裁ノ内容ニ就テ取次長ヨリ何度ニ亘リ書ヒ下シタモノヲ拝読
申候、夫々奏効致シ、軍国家ノ為メ御同慶ニ存居候、
公共団体ヘノ勧誘ニ付テハ国債局長ヨリ極力督励
大阪府外三県ノ公共団体ハ相当国債額ヲ夫々関係
府県市町村事務官ト協議仕リ当事長自ラ内意ニ服
部長等其他当事ヲ召集ノ上地方事務官ト協力
勧誘ニ努力セラレ居申候、貴兄ニ於テモ仕スベキ事ヲ

公等カ今度ノ如クニ猶意ヲ較量シ、イヤ市参事会ノ
議ヲ経ネハナラヌトカ未タ々合議ヲ要スルトカ、コチラハ何人
ナレハト腰ヲ低クスルニ今頃勘済ヲ待ツ迄ニモアラサルヘシト存
申候。
又新支部大会ヘハ当地不残能ハス途何レモ出席、
昨夜トモ室来テ登呈致候、果気付ケモ随相一致、
論演説ヲ試ムルノ外ハ不読能ハス迄ノ三ニ帰ルヘシト存候、
昨今兩張弐ラ支払共ニ手日近ノ應募案計額
ハ電報ニ寄来ルモ不能能山理事会内報致候、
前回ヨリ遥ニ減レ然モ機ノ如キ額旨有敷候ヲ迅ク来ル
電報ス候、昨夜永田、町田諸氏ノ話ニヨリ決シ住ナレハ先ツ
上等ノ成績ナリト喜ヒ居申候、

以上ヲ之ヲ要スルニ諸ニハ営業ノ如キ新市場ニ資金ヲ
充備セシムル一策トシテ酒造、肥料等ノ従金支金強ヲ
本金額ヘ移伸スル日限ヲ延期セラレタルハ如何トノ事ノ如シ
及ハ、本金額ニ伸ヘ入ルヲ全額取扱銀行ノ自治調度ニ
成ル市場ニ於出スル自心ヲ以テ後ムヘキ場合ナト之存ルヲ
如何ニモ此ヲ也セラ全額取扱銀行ニミ事ヲ為スル様スルト共
ニ効力ノ所謂ニ階カリ目薬等ニハ仏ルカトモ存セラレ
支店長モ頃懐シニ致シ居ル様子ニ候居ルハ、
此外、野村等ノ更田田分新貴買ニ関シ萬々此義ハ
登申書ニ付覧ヒ下サル事ト存ル、無不渉ヲ述ノ在ル故
無不渉セザル可侯ニ付テモ責ナレトモ申サレス此ハ醸業ヲ
ナセバ責ムヘキ理由モ薄弱ナル様ニ存ル、然シ実際ハ中止ノ

此度ニテ関ル報告ハ、

本行ノ管内昨六日迄ノ成績ハ参考ノ為申上候。

普通 優勝次上	六、七五〇	
普通 優勝	二二、九五〇	
代用 優勝次上	二四、七〇〇	
代用 優勝	七七、二〇〇	
累計 六日迄	一三一、六〇〇	

大阪府	九四、四〇〇
兵庫県	二九、一五〇
和歌山	五、二五〇
奈良	二、八〇〇
累計	一三一、六〇〇

三重	六、八五〇
滋賀	〇
福井	五〇〇〇
徳島	一三、三五〇
岡山	一五、八〇〇
山口	〇
広島	一四、三五〇

右当用ノミ得貴意候 草々敬具

四月七日

結城豊太郎 〔印：結城〕

深井英五殿

侍史

四月八日 電字ト照合完

(コヤマ ケ) ヘ(ワイワズ)アコモ
小山健三氏等ヘ傳言セヨ

アナ(ナカガヒミシスヂ)ラワアツ(レヂヨウ)イワ四キタ(リ)ホコアリ(モノイゼンタヘズ)ザミケム(コウジツ)子ノチルメ子ヌケキタ
貴地伊賀ノ人筋ヨリ当地ヲ嚇スル四手紙到来、賣物依然絶エズ、種々ノ口実ノ内ニ第一回分

ラタアリ ヨヲメテコヌチルモヨレセ ケク(ヨリヨク)ラメ(ツクランガタメ)コム(トモウスモ) サエカウテナム ヘ(ムレロ)アリ
ヲ賣ルハ第二回ニ應募スルノ餘力ヲ作ランガ為メナリト申スモ~~有之~~アル由其レナラバ寧ロ賣

スミラタ(トムル) サヨカフヌマ ガサタセ
出ヲ止サシメ~~ヨ~~ 伊賀ノ意向ニ電報ス

ヤルリム(マレク)グワ
~~尚書~~ 不読マレタト存候

高橋是清

大阪支店長 宛

拝啓 昨日付貴書拝見 伊地ノ事情詳細相分リ難有存候

貴地伊賀人ヨリ当地ヘ売物ヲ出シ来ル件ニ付 伊江田

板谷支店長ヨリ副総裁宛 伊勢吉ヘ有之 尚右 伊西久 承諾致候

代ヨリ買ヒタシト申入レ 換ヘテ自分ノ見込ヲ以テ売ルト云フ様ナ事ニテ 全部ヲ実ヘト見做シ居

ベキカ疑問ト存候 玉分利ヲ買ヒ代用ニテ申込メバ利益トナルト云フ計算ハ当地ニテモ成立

行ヒ候ハ、業者ノ業界機関以外ノモノガ計算ニ基キテ行動スルハ已ムヲ得ザル事ナレ

機関ニ加ハリシモノガ斯ル行動ヲ為スハ、契約ノ文字上ヨリ考フルモ理由薄弱ナルノミナラズ

スルハ頗ル迷惑ノ儀ト存候ヘ 請求ハ米国ニ於テ

保証 又 第一回割付ヲ受ケ 第二回ニ応募スルノ余地ヲ作ル

メナリトテ伊存候ノ事ノ様ニ申ス向キモ有之候由 是ハ 当家ニ

買ノ気アル市場ナラバ大々ノ事ナルモ「レンヂゲート」ガ市価維持ノ為ノ買入ノ覚悟ヲ為シ居

[illegible]

ト協会ニ右ノ如キ行動ヲナスハ却ツテ進歩〔部分的〕ノ諧和ヲ来タシ本年ノ本協ノ為メトア
ラバ此際貴物ヲ少ナクスルガ何ヨリ望マシキコトト存候 此意味ヲ以テ綿将解ヲヨリ今日
発還セラレ候儀何卒御含ミ置キ被下度候
従而貴殿今日ヨリ出勤セラレ候ハ其レニシタゲートノ本協ハ此際暫ク従前ノ如ク御取扱居候
同日承知被下度候
右用ノミ得貴意度敬具

四十三年四月八日

深井英五

結城豊太郎様

高橋男爵

四月八日夜九時五十五分發

大阪支店長

加山氏今夜物故ニ付傳言ニタルニ明朝早速手配スベクトノ事ナリ

明治　年　月　日

日本銀行

JAPANESE TELEGRAPH

電報送達紙

受信人居所氏名	
發信局	
第　號	一三九七
字數	和
受付 　月　日　午　時　分	
着信 　午　時　分	

指定

(コヤマヨ)ヤフヨア
セヌズアヌヨヲキナテ
タコタセパリワフコム

APR 8

第貳五參貳號

ペセ

13.4.8

大日本帝國

見ヨ引継

四月九日三時廿五分発

小山健三君等ヘ傳言セヨ
今日当地下請銀行協議ノ結果下請契約第三條ニ依リ下請銀行組合ノ申込ハ
前回ノ如ク最後ニ一纏メトセズ募集中時々ノ状況ニ應シ適宜ニ分割
申込ヲ為スコトニ日本銀行総裁ヘ一任セリ此旨ヲ承知アッタシ

高橋是清

大阪支店長宛

(コヤマレ)ヘワイワズアコモ
フルアツアミイウレサ ヘア ケシデク アミイウ モヤメ子ミルコトル アミイウ レサ デウ ウクラメ
ヘテフヤセノヅ子エ チル フレ(トセズ) ミル ミカザメケシ(ジョウキョウ)ヘル リコ キエケ
ノヒ 子タ ワフチル ペナ イワ〓(ミン)セム ケフサヨユメスエ

四十三年四月十一日

明後十三日午前十一時ヨリ日本銀行ニ於テ下請銀行組合会議相開候ニ付貴地組合銀行家諸氏ヘ可成繰合出席セラレ候様傳言セヨ

大阪支店長宛

高橋是清

写

本書ハ引継

四千万円　政府保証[illegible]

手数料ハ五千万円即チ引受高ニ対シ七拾五万円

（即チ壱円ニ付壱銭五厘ノ割）申受クル事

組合ノ分担ハ第一回ノ割合ニ準ズ

[illegible]

拝啓陳者今般
致候第二回募集俳
切ト相成候ニ付不日下読
願候句稿御閲ノ上
ト存候御回答代表
者ニ為御披露致候又候
賞上ノ事ノ段代稿メ
閲了ノ附上差ニ
御被下度 修業
様御願申上候
早々敬具
四月十日 幹事
鳴雪男爵披

[illegible]

ニ付第二回募集株

切ト相成候ニ付不取敢下諒

願ハ今般承知相成候

ト存候何日ぞ御払込

共右ニ付回数又は御

急上京可致候様〆

遅延ヲ以テ何卒（開会日時ハ未定）

右不取敢得貴意候　敬具

四月十日　忠健

幹事

高橋男爵殿

写

本書ハ引継

現金九千万円
内　五千万円　組合引受
四千万円　政府日本銀行引受
手数料ハ五千万円即チ引受高ニ対シ七拾五万円
（即チ壱円五十銭ノ割）申受ル事
組合ノ分担ハ第一回ノ割合ニ準ズ

今日幹事ハ各大蔵省

8/548

就テ第二回協議会
ハ本日ニ付キ申候

今日幹事局ニ於テ大隈君
ハ呼出サレ英敏再撰相成候
意見トシテ引テ右ニ而ハ儀
選請ニ依ヘノ何れも旨
上申出候ニ付而ハ御
々役巴里ニ而年々坐
升も御選ニ相成り候也
隣振立毎限ノ選ニ至 拒
ル五分利付公債之部
ヲ償還 指スヘク
ニ相成し前巳乃ち先方ヨリ
出サル、彼是済法
有之旦英明言日英
英 議ニ五分利付公 主張致し
債九千三百万円ノ
償還先方ヨリ申

徒飛九ケ三百石ニ候
信還書高三冊
書せられし事同口之内
又信還ヲ座敷七
それ故らし被申此
右し程ニ詳細ありやし
誠ニ出海軽手
こふくりも程ニ掛
摘ナへ為申候君ニ
外ニそし到迄中略
申上候 幾ヶ所
摘書候し
[illegible]
之ニあり 左様
兩り刻く不日
大男

[illegible]

外[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

之[illegible]

[illegible]

大男[illegible]

[illegible]

四十三年五月五日発

大坂[illegible]

[illegible]

東京側 明治[illegible]年

[illegible]

二付[illegible]

写
本書ハ引継

四十三年四月十三日会議ノ決議トシテ大蔵
大臣ノ希望ヲ上申セルモノ
（但之ハ採用トナラサリシモノ）

全部償還公債　壱億六千万円
内
七千万円　政府側公債借換
九千万円　公衆ノ手許
現金九千万円
内五千万円　組合引受
四千万円　政府日本銀行引受
手数料ハ五千万円即チ引受高ニ対シ七拾五万円
（即チ壱円五十銭ノ割）申受クル事
組合ノ負担ハ第一回ノ割合ニ準ス

公衆ノ引受公債ハ政府及組合員担高ニ按分減額ス

再々下請ハ全廃ノ事

時期ハ政府日本銀行両幹事ニ一任ス但シ出来ルベク早キヲ希望ス

明日午後二時大蔵次官ニ出席ヲ願フ事

四十三年四月十三日

下請銀行引受額ハ浪速銀行ヲ除クノ外皆公債ニテ払込ムコトヲ希望ス、

第百銀行ハ右引受額ノ外ニ四十万円ヲ交換公債代用ニテ希望ス、是レハ日本銀行ノ方ヨリ交渉スル事

写

本書ハ引継

第二回再下請届

届先行名	再下請者名	額面金額
横浜正金銀行	左右田銀行	拾万円
	七十四銀行	貳拾万円
	第二銀行	貳拾万円
	名古屋銀行	六拾万円
	愛知銀行	六拾万円
	明治銀行	百万円
第一銀行	東京貯蓄銀行	参拾万円
	二十銀行	貳拾万円
	盛岡銀行	貳拾万円
	七十七銀行	貳拾万円
	六十九銀行	拾万円

日本興業銀行　四百万円
正金銀行　百五十万円
十五銀行　百七十万円
三井銀行　百二十万円
三菱銀行　百二十万円
第一銀行　百二十万円
安田銀行　百二十万円
第三銀行　百万円
住友銀行　八十万円
第百銀行　六十万円

明治　年　月　日

日本銀行

三菱銀行部
明治生命保険会社　五拾万円
豊国銀行　五拾万円
セールフレザー　百万円

三井銀行
村井銀行　五拾万円
加島銀行　参拾万円
日本通商銀行　弐拾万円
六十三銀行　弐拾万円
東京信託株式会社　弐拾万円

明治　年　月　日

[illegible]　七十[illegible]

[illegible]　七十[illegible]

[illegible]　七十[illegible]

山[illegible]　七十[illegible]

[illegible]　七十[illegible]

日本銀行

拝啓 下請銀行ノ應募申込ニ對スル第二回四分利

公債募入額貴行ノ分　　　　　　　ト決定致候

右及通知候也　敬具

昭和三年四月十六日

下請銀行組合幹事

拝啓 去九日總會ノ節兼テ組合ノ勘定ヲ以テ買取リタル
四分利公債（額面六百六拾八萬八千八百五拾圓）ハ此際
日本銀行ヘ引取ラレ候様ニ致度旨一般ノ御意向ニ候
處右ハ日本銀行ニ於テモ異議ナキ趣同行ヨリ通知セ
ラレ候ヘハ組合銀行ノ内其買持分擔額ヲ引取リ置ク
ヘキ御希望モアリタル様ニ付然ル向キヘハ御希望ノ通リ引
渡方取計可申候間右分擔額引取方御希望ノ有無可
ントモ折返シ御申越被下度此段得貴意候敬具

明治四十三年五月十三日

下請銀行組合幹事

出井理事 山田品治殿

立樹豊信

~~追テ買入公債ハ第一回分ハ額面弐拾八万九百円~~

ザル部分引渡ヲ為ス場合ニハ第一回分ヲ以テ之ニ充テ残余ハ第二回分ヲ以テ充ツ

而シテ第一回分ノ買入價格ハ日本銀行ニ於テ立替ヘラレタル資金

ニ對シ年四分ノ割ヲ以テ算出シタル利息ヲ込メ額面百圓ニ付平均

九拾五圓三十九銭位ト相成可申勘定ニ依

買入手續第一條ニ依ル買持分擔額ハ買入原價五百万圓ヲ

第一回ノ下請分擔額ニ按分シタルモノニ候處右ニテハ額面ニ端数

ヲ生シ分配シテ之ガ引渡ヲ為スニ不便ニ付今回之ガ引渡ヲ為ス場合ニハ

便宜買入原價ノ代リニ額面五百万圓ヲ基礎トシテ分擔額ヲ算

出スル様致度此間御承知相成度候

明治43年		預ケ入	入金	残	日数	積数	利率	利息
3	25	500,000		500,000	7	3,500,000		
4	1	500,000		1,000,000	1	1,000,000		
	2	500,000		1,500,000	4	6,000,000		
	6	1,000,000		2,500,000	3	7,500,000		
	9	1,000,000		3,500,000	4	14,000,000		
	13	1,000,000		4,500,000	9	40,500,000		
	22	700,000		5,200,000	7	36,400,000		
	29	800,000		6,000,000	5	30,000,000		
5	4	700,000		6,700,000	8	53,600,000		
	12		357,358 69	6,342,641 31	20	126,852,826 20		
						319,352,826 20	年四分	34,997 57

右利息 34,997円57銭ヲ 第一回四分利公債額面 6,407,950円及

第二回四分利公債額面 280,900円ニ按分スル中ハ左ノ如シ

第一回ニ對スル分 33,527円67銭

第二回 〃 1,469 89

故第一回四分利公債額面 6,407,950ノ購入除定代價ハ

6,113,006 88 トナリ 之カ平均相場ハ 95.397 トナル

而シテ第二回四分利公債額面 280,900ノ購入除定代價ハ

264,632 49 トナリ 之カ平均相場ハ 94.208 トナル

拝復

十三日付ヲ以テ控ヘ供覧之幹事ヨリシンヂケート各行宛書状（買入四分利公債引取方希望ノ有無問合）ニ對シ貴地銀行ノ内三十四銀行ノミヨリ未ダ回答無之候処若シ郵便不着等ノ事ニテモアリシカ為念小山氏ヘ御尋ネ被下度此段御依頼申上候　敬具

四十三年五月十九日

深井英五

結城豊太郎殿

受持分担額ハ総額五百万円ヲ第一回ノ下請高ニ按分ス

第一回下請総額　七千五百万円

鴻池銀行第一回下請分担額　三百万円

$$\frac{5,000,000 \times 3,000,000}{75,000,000} = 200,000$$

鴻池銀行ノ受持分担額トシテ該当スベキ高　額面　二十万円

五月廿九日引渡シ

写

本書ハ引継

買持公債引受希望有無ノ件

行名	希望有無
三十四銀行	無
浪速銀行	無
住友銀行	無
北濱銀行	無
山口銀行	無
鴻池銀行	無　後分担額二十万円引取ルコトヽナル
安田銀行	無
第三銀行	無
第一銀行	無
日本興業銀行	無
三井銀行	無

下請銀行組合ニ於テ貴行ヨリ資金ノ御立替ヲ受ケ買入居候四分利公債ハ額面六百六拾八萬八千八百五拾圓ハ若シ組合ヨリ発生スルナラハ貴行ニ御引取可被下旨御内諾ニ基キ組合各行ニ同合候處鴻池銀行ニ於テ其所持分擔額ノ面弐拾萬圓ヲ引取度旨希望致候外皆貴行ニ御引取ヲ願上度意向ニ候間總買入高ヨリ右鴻池銀行分擔額ヲ控除シ即チ額面六百四拾八萬八千八百五拾圓此際貴行ニ御引取被下度此段御願申上候也

四十三年五月三十日

下請銀行組合幹事

日本銀行總裁 男爵 松尾臣善 殿

三菱銀行部	無
十五銀行	無
横濱正金銀行	無
第百銀行	無

約定今ノ日別紙写ノ通リ幹事ヨリ組合各行へ通知相成候ニ付御報申上候敬具

四十二年五月三十日

深井英五

結城豊太郎殿

[illegible]

拝啓　弊組合ノ勘定ヲ以テ買取リタル四分利公債ハ同組合銀行各自
ノ買持分擔額引取方法希望ノ有無五月十三日付ヲ以テ御問合申候
處鴻池銀行ニ於テハ分擔額公債弐拾萬圓引取置度旨申出候
候右ハ同行ヘ引渡シ其他ハ何レモ引取ノ希望無之候此際貴
銀行ニテ引取ラルヽコトニ御許容此段御回答申上候　敬具

明治四十三年五月二十日　　下関銀行組合幹事

三菱銀行部

THE YOKOHAMA SPECIE BANK, L'D.,
YOKOHAMA.

明治四十三年五月卅日

横浜正金銀行
頭取代理
取締役 山川勇木 ㊞

下野銀行 御中

拝啓 陳者

貴行四分利公債御払込金為替御買入方
御依頼之分取組致候処御払込金為替
円為替打歩其儀何日を引受為替相場
此際見合候銀行へ引合候…御打合
拙者…候…
右 …申上度如此御座候也

拝啓
過刻電話ニて申上置候書類封中差上候間渋沢男爵ヨリ署名ノ上御返附
被下度右ハ実行完了ニ付其儀御取運被下度此段御依頼申上候
敬具

四十二年六月九日
深井英五

佐々木勇之助様
貴下

写

本書ハ引継

公債賣却届

年月日	行名	額面金額
四十三年 五月三十一日	十五銀行	拾六萬五千圓 @96.-
六月十一日	三井銀行	拾参萬貳千四百圓（内一 六万五千八百円 内二 六万六千五百円）@95.- @96.-
八月廿四日	三菱銀行部	拾五萬圓（内一回 五万円 @96.20 五万円 @96.15 内二回 五万円 @97.20）
九月二十七日	仝上	貳拾五萬圓 @96.20

株式會社第一銀行便箋

日本銀行
深井英五殿

第一銀行 佐々木勇之助（印）

本日書状ヲ以テ御照會之通リ取扱中ノ右額振出並一
署名判押捺ノ上返上仕リ候間御査収被下
度、尚當行ニ於テモ右ノ手續ヲ以テ處理致シ候ニ付御含置被下度
右御報旁得貴意候 敬具

明治四十三年五月十日
於東京

拜啓　別紙ノ通リ株式會社十五銀行ヨリ届出
有之候ニ付右通知申上候　敬具

明治四十三年六月九日

下請銀行組合幹事

渋沢栄一

写

拜啓陳者弊行所有第壹回四分利公債ノ内額面金拾六萬五千圓也ヲ額面壹百圓ニ付九拾六圓ノ割合ヲ以テ賣却致度候此段及御通知候也

明治四十三年五月三十一日

株式會社十五銀行

下請銀行組合幹事高橋是清殿

拝啓
別紙ノ通リ幹事ヨリ組合各行ヘ通知相成候間御報告申上候敬具
四十三年六月十一日
深英上

結城豊太郎様

THE YOKOHAMA SPECIE BANK, L'D.,
YOKOHAMA.

明治四十三年六月十三日

横濱正金銀行
頭取代理
取締役 山川勇木

下續銀行總督

韓平 御中

拝啓 株式会社十五銀行所有 壱圓四分

利公債ノ内額面総額六拾五萬円ノ額面壱

万円券六拾三枚ノ利札ハ以テ本年拾五

拾円券三拾此段為念

證明候處右ハ上出拾壱御承知相成度候也

納證

四分利英貨公債券ニ付三井銀行ヨリ届出有之候ニ付通知方取計可申候間利札ニ満期日并ニ番号記名上ノ通附記ノ上候様御取計被下度尚貴行宛ニ以上依御返還被下度此段御依頼申上候敬具

四十三年六月十三日

深井英五

正金銀行
佐々木勇之助殿
貴下

銀塊
買入高引取方予定ノ有無ニ付キ別紙控ノ通リ組合各銀行ヘ通牒相成候間
供貴覧候　敬具

四十二年十二月十二日

深井英五

結城豊太郎殿

三月六日電報

大阪支店長

高橋副総裁

当地下請銀行ノ救済ノ実信ガ本日集会ノ結果

今般ノ償還方法ニ付組合ノ立場ニ乗シ多大ノ

関係アレバ本日当地ニテ協議ノ模様至急通報

ニ付当申出何分ノ御回答ヲ請フ

明治　年　月　日

日本銀行

電報送達紙

受信人居所氏名	發局	著局
二まキび夕メハミダンミヤ	報局 きち 第一〇八五號 月 日 受付 午前 八時十三分 字 三	受信 午前 三時 三五分 配達番 ○

アウアミノウミスレテ
カタモノフルヤウケタ
ライマブケタメメベル
セヌテウチタツメチバ
イルリ子タ子ケクル

指定

記事

配信番號 第壹貳九參號

受取人署名 ペセ

注意 若し他人に宛たる電報の配達を受けたるときは直ちに其の配達したる郵便局に返戻すべし

著局日附印 43.5.6

電報送達紙

發局					着局		受信人居所氏名
報	局	第　號	月　日	受付 午　時　分	字	受信 午　時　分	受信者

指定

記事

ヤ10 ワフルアナヌルサ
ヨヘアナケエミユメミ
トナウケヒレムケクサ
ヨケヲワタ

2

注意 若し他人へ宛たる電報の配達を受けたる方は其由を付箋し直ちに之を配達したる電信局所に返戻せらるべく決して其電[illegible]

發信番號 第　號

着局日附印

43.5.6

電八號 (四、二十 北村納)

契

明治四拾参年五月六日

株式會社三井銀行

下請業組合幹事

高橋是清殿

然者當行早川常務ニ宛御照會ニ依リ本日午後三時半日本銀行ヘ集會可致旨御通知相成候處目下病中ニテ集會致兼候ニ付宜敷御取計相成度此段申進候

敬具

株式會社三井銀行

拝啓

今回協議会事務所ヲ立大阪下請銀行諸氏ニモ上京致
候筈ニ付キ来ル九日午前十時日本銀行ヘ御集来成度
此段得貴意候　敬具

明治四十三年五月六日

下請銀行組合　幹事

小山ガ左ノ通伝言セヨ

本日南地総督ヨリ

甚懇ナル挨拶

日

行

午後

小山ゟ一左ノ通申来七日

本日当地御出陣有之候

然処乍恐於奥筆

御手ニ付大坂

御出陣候ハヽ上京可被

之様御座ノ上御決定

入ルニ御座候得共

来ル御筆

九日午前十時頃寺泊ゟ

右

御付ル両様

大隈殿

宮

明治十三年五月十七発　大阪支店長

電信拝承当地下請銀行一行明日午後七時出発上京ノ筈

日本銀行

明治　年　月　日

IMPERIAL JAPANESE TELEGRAPH

電報送達紙

發信人居所氏名：三千…（判読困難）

ニカ

メコウロニアウアミノウ
ミサドスヌキノフ七4
ワムメヨメコノ

第　ペセ　〇九四八　號

大日本帝國電信

日本銀行

日本銀行
秘書役ヨリ支店長出張所長ヘ電報案

四分利公債下請銀行組合總會ノ結果組合ハ今回告示セラレタル条件ニ付テハ下請及応投ヲ為サズト雖最初ノ期限間存續スルコトニ決シ今後四分利公債ノ市價維持ニ付テ組合ハ各行ノ既ニ引受ケタル分ヲ發行價格以下ニテ賣出サザルコトトシテ其ノ以上ハ大藏省及日本銀行ニテ處理スルコトトナレリ

四十二年五月十二日

写

本書ハ引継

旧總武鉄道株式会社公債償還ノ件別紙写告示案ノ通リ近日発表可相成ニ付御了知相成度此段申進候也

明治四十四年四月　日

大蔵省國債局長山崎四男六

組合銀行幹事

男爵高橋是清殿

拝啓昨日御依頼之鉄道債券別紙之通本日抽籤
終了致候ニ付右御計算可然御取計相成度
此段申進候也
明治四十年四月十七日

高橋是清

阪谷芳郎殿

（別紙）

告示案

大蔵省告示第　号

一日本鉄道株式会社第二回社債ノ内額面五万円

抽籤執行日　本年四月十七日

償還期日　本年五月五日

右償還ス

明治四十年四月　日　大蔵大臣

九

拝啓臨時事件公債貳千萬圓来ル十一月十五日抽籤執行十二月十五日償還セラルベキ件昨日御紙案ヲ以テ大蔵大臣ヨリ諮問相成ルニ付異議ナキ旨答申致置候間及御通知候也

下清銀行組合幹事

渋沢栄一

明治四十四年十月十九日

東京
大阪 [illegible]十五銀行 殿

（別紙）

告示案

大蔵省告示第　　号

一 臨時事件公債（拾号五号）貳千萬圓

右明治四十四年十一月十五日抽籤ヲ執行シ同年十二月十五日之ヲ償還ス但シ抽籤ノ都合ニ由リ償還金額ニ多少ノ増減ヲ生ズルコトアルベシ

明治四十四年

大蔵大臣

拝啓

公債償還ノ案ニ付東京下請組合銀行ハ（今日相談ノ上）異議無之旨決定致候ニ付別紙写ノ通リ小山健三氏ヘ電報致置候間不取敢只今迄ノ経過ヲ報告申上候　敬具

明治四十四年三月十六日

下請銀行組合幹事

高橋是清

国債局長　山崎四男六殿

明治　年　月　日

日本銀行

明治44年3月16日

左ノ通小山ヘ傳言セヨ

第三国庫債券煙草専売法国庫債券合セテ六千五百万円余五月下旬償還スルコトノ政府ノ意見ニ付東京ニシンヂケート銀行皆同意致シ右ハ通リ御上京ノ節御話シタル所ト略同様ニ付大阪ニシンヂケート銀行ニテモ御異議無之ト信ズルモ為念御通知置ク何分ノ返電アレ

高橋
澁澤
宇橋

大阪支店長植村殿

三月十六日午后四時五十七分

電命ノ趣拘承ス早速小山ヘ申傳候處当地シンヂケート銀行協議ノ上総額ノ決回答申上ク筈申出タリ不取敢右報告申上グ

高橋男爵

梶原

明治　年　月　日

電報送達紙

◉注意　受付月日の記入を省略したるものは受付の當日着局に於て受信したるものとす

着局				發局			受信人居所氏名
受信 午 時 分	受付 午 時 分	月 日	第 號	局	報	私	[illegible]

指定　二カ

記事

發信人居所氏名　カ[illegible]

ナクヨラコヤヘニヤヤ
ルヘリミマコイワケタ
トロセナヤヒウキワム
テモヨキコツ子ヲヨ巾
モクルムトムヒツツミ

著局日附印　44.3.16

壹七七七

◉注意　万一他人に宛てたる電報の配達を受けたるときは……

印刷局製造

大日本帝國電信 TELEGRAPH

日本銀行

大坂来電 十七日午前十一時廿分発

只今小山来行 昨日御示ノ件大略当地ノ希望
ト一致ニ付 下請負銀行一同異議ナキ旨申出タリ

梶原

高橋副総裁宛

明治　年　月　日

IMPERIAL JAPANESE TELEGRAPH

電報送達紙

●注意 万一無人に宛て…（判読不能）

受信人居所氏名	
	ニシキシカウ タカリヤ タシ三ヤタ 至急親展

發報局	第號	受付月日	受付午時分	字	受信午時分	受信當務者
オサカ キキミ和	二七九	十一月	午一時二十分	二六	午一時三十分	立

指定 ウニ 至急親展

記事

ワロレ（コヤテ）ヨク
ユラサノリヤテヤクワ
タヲスヨ十ホ
トキホムワサヘケモイ
カエロヲレクヲカート

發信人居所氏名
カチハラ

著局日附印 44.3.17

●注意 受付月日の記入を省略したるものは受付の當日著局に於て受信したるものとす

印刷局製造

大日本帝國電信

電報送達紙

發信人居所氏名	發信局							著局
	報	局	第　號	月　日	受付　午　時　分	字	受信　午　時　分	受信當務者

指定

ヨツイトウカスレヨア
モヲルム

記事

受信人居所氏名

著局日附印

44.3.17

二

●注意 受付月日の記入を省略したるものは受付の當日著局に於て受信したるものとす

印刷局製造

拝啓 昨日不取敢御報告申上置候通り
公債償還ノ案ニ付東京下請組合銀行ハ異議ナキ旨昨日決定致候上 大阪下請組合銀行
ノ意向問合中ノ処今日小山健三氏ヨリ「御示ノ件大蔵当局ノ希望ト一致ニ付下請各銀
行一同異議ナキ旨」返電有之候間茲ニ更メテ御報告申上候 敬具

明治四四年三月十七日

下請銀行組合幹事

高橋是清

大蔵省国債局長 山崎四男六殿

日本銀行

旧總武鉄道株式会社第二社債ノ内額面五万円來今月十七日抽籤五月五日償還セラル、筈ニテ近日告示可相成旨山崎国債局長ヨリ内示有之候間右及通知候也

四十四年四月四日

下請銀行組合幹事

東京大阪ノ組合十五行宛

四月四日發送

明治四十四年三月十六日

[illegible]

下請銀行組合幹事

[illegible]

日本銀行

写

本書ハ引継

拝啓益御清康ノ段奉大賀候陳者政府ニ於テ
四分利公債ニ借換ノ義ハ第三回ハ現金償還ニ相成
其際借換ノ前途ニ対シテ下請組合員中最早該
組合ノ必要モ有之間敷トノ意見モ有之候處其
筋ニ於テモ存續ノ御希望有之今日ニ至リ其次第ニ
御座候處時勢ノ推移ト共ニ政府ノ政策ニハ別ニ
御考慮ノ次第ハ無之哉将来ニ渉リ其筋ノ御内意
ヲ拝承致置度実方組合銀行ノ為メ必要ト被存ル
今回当地組合銀行会合ノ上一應其筋ヘ御交渉
被成下廟議ノ在ル處御内示相願度旨協議仕ル
ニ付拙者ヨリ右組合員ヲ代表シ御照會申上候
宜敷御配慮奉願候　敬具

九月十四日

株式会社三十四銀行頭取　小山健三

下請組合幹事

男爵　渋澤栄一殿

男爵　高橋是清殿

追テ御内示ノ次第モ有之拙者迄御内報被下候ハヾ
外間ニ漏洩セサル様他銀行代表者ニ傳達可仕
此段申添候

九月十六日発送

拝復愈御清適ノ段奉賀候陳者今後ノ公債政
策ニ下請組合存続ノ必要ノ有無ニ付キ朝野ノ在人　御地公債下請組合台ノ御希望トシテ
處御内示ヲ得度シトノ旨御申越ノ趣致承知候右ニ付早
速政府ノ御内意相伺候處下請組合ハ存続ノ従前ノ
通リ希望セラルヽ趣ニ有之又公債借換ノ方針ハ是迄
通リ将来ニ於テモ継續セラルヽ筈ニ但其方法ニ付テハ確定

明治　年　月　日

日本銀行

ノ存スル旨ハ償還借換ノ方法ニ依ルヿ募集借換ノ
コトハ固ヨリ考量シ居ラレザル儀ニ有之其御地組合員ノ方
々ヘ然ルヿ御伝達相成度不取敢御答申上候敬具

月 日

下記組合幹事

男爵 高橋是清

男爵 渋沢栄一

三十四銀行頭取

小山健三殿

明治 年 月 日

拝啓
別紙甲号ノ通リ大阪公債引受組合員ヨリ代表トシ小山健三ヨリ
申来候ニ付不取敢別紙乙号ノ通リ回答致置候写 此段
御内申仕置候也

三島総裁

大蔵大臣
若槻礼次郎殿

明治　年　月　日

日本銀行

明治三十三年九月十六日

拝啓陳者当地小山健三氏ヨリ[illegible]
ハ別紙[illegible]
ヲ以[illegible]
ヨリ[illegible]敬具

片山[illegible]郎

梶原大阪支店長殿

（　）

政府ノ御内意承候處下請組合之
有様ハ将来ニ適セサル乎ト懸念被存候由
公債借替ニ付甚タ適当ナル手段
ニ於テモ操縦セラレ了但シ方
法ハ買金ノ利子ノ間ハ積置償
換ノ方法ト聞キ其案ニ相換ハ
閣下ヘ御申上呉候也

日本銀行

[illegible]

明治三十年七月十二日

九月十四日

日本銀行大阪支店

明治 43 年 9 月 21 日

謹啓 今日十六日付にて御出状[illegible] 下法[illegible]幹事
との御債券文書四冊御送付被下[illegible]
右ハ當時男爵御下附[illegible]水害に罹りする[illegible]金 [illegible]
の[illegible]東京[illegible]御取計[illegible]可申[illegible]
[illegible]一回[illegible]との上[illegible]
[illegible]御回答[illegible]角立ち候ハせずや [illegible]
[illegible]照会すとも御差支[illegible]
[illegible]如斯御座候 敬具

梶原[illegible] （印：梶原）

片山[illegible] 様 侍史

日本銀行

日本銀行大阪支店

明治43年9月22日

拝啓 三井合名会社株式部[illegible]月十五日付[illegible]金二百円[illegible]
[illegible]
[illegible]

桜井[illegible]

深井英五様 侍史

日本銀行大阪支店

明治[illegible]年9月[illegible]日

[illegible]

梶原デ通知済

拝啓　左記ノ通三菱合資会社銀行部ヨリ届出候ニ付右之通御申上候　敬具

明治四十三年九月廿七日　　下請組合幹事

拝啓　陳者当社所有第一回四分利公債左記ノ通リ売却致シ候ニ付右之通御申上候

昨二十六日　額面六万円　九拾六円参拾銭替
仝月廿六日　額面拾九万円　右同断

明治四十三年九月廿七日　　三菱合資会社銀行部

下請組合幹事　高橋是清殿

日本銀行大阪支店

明治　年　月　日

拝啓　予而小山健三氏ヨリ別紙甲號ノ通リ申来リ
尚乙號ノ通リ直接拝借仕候處御地諸君ニオイテハ格別ノ
御こと我ニモ、右ニ関係ト存シ其儀ニ付御異存無之候得
ニ付テモ右ヲ以テ諸君へ御通知セラレ度　別紙往復書写供
貴覧候也

明治三十三年九月廿八日　　下諸組合幹事

秋冷益御清康奉大賀候陳者政府ニ於テ四分利公債ニ借替ノ儀ハ第三回ハ現金償還相成其際借替ノ前途ニ對シテ下請組合員中最早該組合ノ必要モ有之間敷トノ意見モ有之候處其筋ニ於テモ存續ノ御希望有之今日ニ到リ候次第ニ候然ル處時勢ノ推移ト共ニ政府ノ政策ニハ別ニ御考慮ノ次第ハ無之哉将来ニ涉リ其筋ノ御内意ヲ拜承致度又當方組合銀行ノ為メ必要ト被存候今回当地組合銀行會合ノ上一應其筋ヘ御交渉被成下廟議ノ在ル處御内示相願度旨協議仕候ニ付拙者ヨリ右組合員ヲ代表シ御照會申上候間宜敷御配慮奉願候敬具

九月十四日

株式会社三十四銀行頭取 小山健三

下請組合幹事
男爵 澁澤栄一殿
男爵 高橋是清殿

追テ御内示ノ次第モ有之候ハヾ拙者迄御内報被下度尚ホ外間ニ漏洩セザル様他銀行代表者ニモ御注意可仕此段申添候

甲

拝啓益御清康ノ段奉大賀候陳者政府ニ於テ　四分利公債ニ借替ノ議ハ
第三回ハ現金償還相成其際借替ノ前途ニ對シテ下請組合員中最早
該組合ノ必要ヲ有之間敷トノ意見モ有之候處其筋ニ於テモ存續ノ御希
望有之今日ニ到リ候次第ニ御座候處時勢ノ推移ト共ニ政府ノ政策ニハ
別ニ御考慮ノ次第ハ無之哉将来ニ渉リ其筋ノ御内意ヲ拝承致度尚
右組合銀行ノ為メ必要ト被存候今回当地組合銀行會合ノ上一應其筋
ヘ御交渉被成下廟議ノ在ル處御内示相願度旨協議仕候ニ付拙者
ヨリ右組合員ヲ代表シ御照會申上候宜敷御配慮奉願候敬具

九月十四日

株式会社三十四銀行頭取小山建三

下請組合幹事
男爵 渋沢栄一殿
男爵 高橋是清殿

尚テ御内示ノ次第有之拙者迄御内報被下候テモ外間ニ漏洩セザル
様他銀行代表者ニモ御達可仕此段申添候

拝復愈〻御清適ノ段奉恭賀候然ハ貴地公債下請組合員ノ御希望
トシテ今後ノ公債政策並ニ下請組合存續ノ必要ノ有無ニ付キ廟
議ノ在ル處御内示ヲ得ラレ度旨御申越ノ趣致承知候右ニ付早速
政府ノ御内意相伺候處下請組合ノ存續ハ從前ノ通リ希望セラル
ル趣ニ有之又公債借換ノ方針ハ是迄通リ將來ニ於テモ継續セ
ラルヘク但其方法ニ至リテハ資金ノ存スル間ハ償還借換ノ方法ニ依ラル
ヘク募集借換ノコトハ目下考量シ居ラレサル由ニ有之候貴地組合員
ノ方々ヘ然ルヘク御傳達相成度不取敢御答申上候敬具

九月十六日

下請組合幹事

男爵　高橋是清

男爵　澁澤榮一

三十四銀行頭取小山健三殿

THE YOKOHAMA SPECIE BANK, L'D.,
YOKOHAMA.

明治四十三年九月廿九日

横浜正金銀行
副頭取　山川勇木

下請組合幹事
男爵　高橋是清殿

拝啓陳者下請組合ニ関シ去ル十六日附御書面ヲ以テ
小山ニ宛テ御照会ノ趣了承致候右ニ対シ回答ノ件ハ
本件ハ当方ニテ取計申候間御承知被下度
此段得貴意候敬具

大蔵大臣
控手扣、通知済

拝啓旧総武鉄道株式会社第二回社債ノ内五万円左記之
通償還方兼テ其筋ヨリ内示ノ次第モ有之契約ニ従ヒ
償還ヲ要スルモノノ趣ニ有之此段及通知申上候敬具
明治四十年十月六日　下請銀行組合幹事

殿

記

一旧総武鉄道株式会社第二回社債ノ内額面五万円
抽籤執行日　本年十月十八日
償還期日　本年十一月一日

明治　年　月　日

相願候総武鐵道株式會社第二回社債ノ内五萬円左記
之通償還相成候ニ付其金額ヲ御本店ヘ御送付被下度候
將來償還ヲ要スルモノ●趣ニ付此段御通知申上候

月　日

総裁

殿

記

一　總武鐵道株式會社第二回社債内額面五萬圓

抽籤執行日　本年十月十六日

償還期日　本年十一月一日

明治　年　/月　日

写
本書ハ引継

別紙旧總武鐵道社債償還ニ関スル告示案及御通知候也

明治四十三年十月六日

大蔵省國債局長
塚田達二郎

組合銀行幹事
男爵高橋是清殿

（別紙一）

告示案

大藏省告示第　　號

一舊總武鉄道株式會社第二回社債ノ内額面五萬圓

抽籤執行日　本年十月十八日

償還期日　本年十一月一日

右償還ス

明治四十三年　月　日　　大藏大臣

右ハ契約ノ結果償還ヲ要スルモノトス

明治四拾参年十月廿六日　時事新報　第　件第　回

◎引受銀行團協議

●平素の共同●經濟界の●調節機關●協議

公債引受のため組織したる東京及び大阪のシンヂケート團は本年七月名古屋に於ける全國交換所大會の際會合したる以來諸氏一堂に會して意見を交換するの機を得ざりしに二十三日開會したる全國交換所聯合懇親會に出席のため大阪方引受銀行家諸氏の上京を機とし二十四日午前十時より阪本町銀行集會所に澁澤男（第一）高橋男（正金）豐川（三菱）早川（三井）添田（興銀）安田善三郎（安田）池田（第百）小山（三十四）芦田（鴻池）中田（住友）小塚（北濱）阪野（山口）永田（浪速）諸氏一堂に會合し懇談的に協議を爲したるが（第一）政府の財政方針に就ては前日桂藏相より明確なる演説ありたるを以て一同大に安心して此方針にて進行せば假令又は大なる見込違ひの行はるゝが如きことなければ財界の前途に何等懸念すべき所なしといふに一致せしものゝ如く（第二）此際シンヂケートの態度として解散の如き毛頭これなかりしのみならず矢張存續して將來政府の公債借換假令の方法を考慮する場合に財界の實況に關して參考意見を具申すること（第三）民間經濟の状況に就て日本銀行當局の諮問に對し所見を披瀝し及び時々日本銀行當局の經濟所見の陳述を需むる等の事を爲すこと（第四）平素業務を行ふに當り相互の間に融通を旨とし（第五）將來シンヂケートの職務は單に公債關係に止まらず現に日本製鋼所社債の引受はシンヂケートに存しの結果に外ならざりしに鑑み將來に於て資本需要の起りたる場合には其方面に向つて共同の働きを爲すの必要も起るべきを以て相互に一層親密の關係を保維せんこと等に就き協議を重ね午後四時散會せりといふ

明治四拾参年十月廿六日　國民新聞　第　件第　回

◎首相演説と財團

滿足せる引受銀行團

公債引受シンヂケート加入銀行代表者なる澁澤、高橋兩男始め京阪兩地の大銀行家諸氏は二十四日正午銀行集會所に會し午餐を共にして種々懇談する所ありしが終つて山内日本製鋼所社長より製鋼の現在事業に對する説明を聞きたるが當日の協議會に於ては

一、內外の形勢に鑑みシンヂケートの存續は必要なるを以て益々加入者相互の間の圓滿に取引の圓滑ならしむる事

二、首相演説は明快適宜大に心を安せしむるに足るものある事

三、今後金融界の状況諮詢機關として日本銀行との間の密接なる關係あらしめ互に相助くる事

等を議定したる由右に付銀行家諸氏が首相の財政方針を聞き得て皆々安心せし事前述の如くなるが其中早川千吉郎氏は

[illegible] 全く豫想外にして [illegible]

[illegible] 自ら信ずるの固きを示すものにして [illegible]

と評し豐川良平氏は

[illegible] 全く突込む餘地なきも [illegible] 也

[illegible]

く財界を安心せしめたる點に於て實に有力なり [illegible]

[illegible] 兩氏共に頂門の一針を [illegible] 恐縮しつゝあり

明治四拾参年 十月廿六日
第 回
第 件
東京日日新聞

○東西銀行家會合

△シンヂケート團の存續

政府の公債借換實行の當初より成立したる東西シンヂケート銀行團の内東京側の澁澤男、高橋男、豊川良平、早川千吉郎、池田謙三、佐々木勇之助氏等は大阪側の小山、蘆田、永田、板野、中田、小塚諸氏と廿四日正午より銀行倶樂部に會し午餐を共にしたる後互に談懐を交換したるが此日の話柄は要するに(一)シンヂケート銀行團に屬する銀行は相互に營業の聯絡を執り金融の圓滑を計るべきと(二)桂蔵相廿三日夜の財政方針の演説は善く要を得從來の施政方針の發表が甚だ散慢漠然たるの嫌ありしに反し極めて明確にして銀行家は多く滿足を以て迎へたる事(三)シンヂケート銀行團は今後も存續する事とし是を以て政府に對しては金融上の諮問機關となり相互の間に於ては研究機關となると同時に日本銀行と各シンヂケート銀行との間を一層親近せしめ以て相互の質問應答の便を進むる事等にして終りに別席に於て室蘭より歸京せる山内製鋼所長を招きて新聞記者と共に製鋼所に關する談話を聽取し四時過散會し更に五時より日本橋倶樂部に於て東京及び横濱の交換所組合銀行主人となり水町財務官、土方日銀營業局長、森書記官と共に大阪、京都、神戸、名古屋の交換所銀行家を招待し盛大なる懇親の宴を開けり

明治四拾参年 十一月九日
第 回
第 件
大阪市 大阪毎日新聞

●下受團の發展策

手形交換所大會に出席せし小山三四頭取は昨朝歸阪したるが同氏の語る處に依れば廿四日における東西銀行シンジケート團の協議は政府が國債を償還借換の方針を續行する時は陰りシンジケートの必要を見ざるも將來公債を募集する場合に遭遇する際は活動すべき必要あると共にシンジケート團は繼續すること、し一面シンジケートの一發展策として今後海外における公債社債等の引受及び募集をなすべき方針を執らん事に議一致し之が通信機關並に事情調査に就ては正金及び日銀出張所に委囑する事等を協議したるよし而してシンジケート團が斯く海外發展の策を講ずるに至りたる最近の動機は過般清國公債の募集につき東京の銀行に交渉する處ありしも未だ具体的機關の備はらざりし結果遂に英國において引受くることゝなりたる次第にして將來清國公債の如きシンジケート團の組織完備せし曉は之を引受くるに至るも敢て難しとせず要するにシンジケートが内地の社債及び債券の引受募集のみならず海外にまで手を染めんとの計畫の熟したるは該團がその業務において百尺竿頭百歩を進めたるものなりといふ

日本銀行

拝啓 別紙ノ通リ株式会社三井銀行ヨリ届出有之候ニ付御通知申上候 敬具

明治四十三年六月十四日

下関銀行株式会社 御中

明治　年　月　日

拝啓左記之通リ株式会社三井銀行ヨリ届出有之候ニ付此段御通知
申上候　敬具

明治四十三年六月十四日

下請銀行組合幹事

渋沢男爵

外業第二五三號　明治四拾三年六月拾四日

下請銀行組合幹事高橋是清殿

株式会社三井銀行

拝啓当行所有四分利公債ノ内左記ノ通売却致候ニ付此段御通知申上候也

第壹回四分利公債額面六萬五千九百円也
本年五月三十日額面百円ニ付九拾六圓ノ割

第弐回四分利公債額面六萬六千五百円也
本月九日額面百円ニ付九拾五圓ノ割

明治　年　月　日

拝啓

十五銭切手の受取候 然ル今般への御通牒書
御送附を願上候 并深謝候 尤も右へハ依頼致候
[illegible]御会員ニ入会候

[illegible] 利息の定四円分相当 四円六
十五銭 [illegible] 位の [illegible] 候

右ハ請求 [illegible] 敬具

六月十六日

[illegible]

深井英五様
侍史

拝啓

四分利公債買却ノ件ニ付キ別紙ノ通リ渋沢新平ヨリ各行ヘ通知相成候間御報申上候

敬具

四三年六月十四日

深井英五

結城豊太郎殿

貴下

株式會社第一銀行便箋

明治四十三年六月廿四日

於東京

第一銀行
佐々木勇之助

日本銀行
深井英五殿

本日付御書状拝見仕候御示之通返送仕候
御第一號各捺印之上同封返上仕候間宜敷
御査収被下度右御回答迄如斯御座候 敬具

THE YOKOHAMA SPECIE BANK, L'D.,
YOKOHAMA.

明治四十三年一月十五日　横浜正金銀行
頭取代理
取締役　山川勇木

[illegible]銀行總裁
[illegible]殿

拝啓 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]度候也

尚々

三井銀行ヨリノ届出ニ対シ幹事ヨリ照会ノ件回答書案

右回附ニ際シ奉深謝候

[illegible]十[illegible]日

結城豊太郎 (印)

深井英五様

侍史

拝啓仕候

今般京都出張所ヘ転仕致候ニ付テハ大阪ニ於ケル「シンヂケート」事務ニ関スル一切ノ書類ハ梶原支店長ニ引継ギ了シ申候

「シンヂケート」事務ノ今後ノ状勢ニ依リテハ或ハ保井調査役ニ引継カルヽカトモ存セラレ候モ当分ハ支店長自身処理セラルヽ筈ニ而座候

右申上度草々

六月廿四日

結城豊太郎 印

深井英五様

侍史

拝啓本年末ヲ以テ償還満期トナルベキ第二回発
行國庫債券全部（未償還額約四千八百四拾壱
萬圓）及明治三十七年発行煙草専売済國庫
債券全部（未償還額約六百四拾壱萬圓）ヲ本
年九月三十日償還セラレ其場合債権者ノ望アルトキハ
償還元金ノ代リトシテ第一回四分利公債ヲ交付セラルヽ
件本日発表ノ趣其筋ヨリ内示有之候ニ付及御内報
候敬具

明治四十三年七月廿日

下請銀行組合幹事

二十七日夜外務大臣ヲ訪ヒ渋沢高橋両氏ト協議セラレ国庫債券ノ償還既ニ予算ヲ以テ定マリ居ルコトニテ
組合組織ノ為叶ハ足レハ無論ノコトトシテ問題トナラス公債ノ償還ニ関シテ組合ノ意見ヲ徴セラルヘキコトヲ
希望シタルハ誤リニ四千余件多債ヲ速発サレナハ迷惑スベキ慣アリシナ此アナリ今回ノ如ク既定ニテ償
還サル、モノニ対シテハ組合トシテハ何等意見ヲ述ブルニ及バザルコトナリト決セラレ此通知ヲ発スルコト
ナレリ

陳者

別紙ノ通リ下請銀行組合幹事ヨリ各行ヘ通知相成候ニ付御報仕候

敬具

四十三年七月二十八日

深井英五

梶原仲治殿

拝啓本年末ヲ以テ償還満期トナルヘキ第二回發行國庫債券全部（未償還額約四千八百四拾壱萬圓）及明治三十七年發行煙草專賣法國庫債券全部（未償還額約六百四拾壱萬圓）ヲ本年九月三十日償還セラレ其場合債權者ノ望アルトキハ償還元金ノ代リトシテ第一回四分利公債ヲ交付セラル、件ハ不日發表ノ趣其筋ヨリ内示有之候ニ付及御内報候敬具

明治四十三年七月廿八日

下請銀行組合幹事

THE YOKOHAMA SPECIE BANK, L'D.,
YOKOHAMA.

明治四十三年七月廿九日　横浜正金銀行

頭取代理

取締役　山川勇木

[illegible]

[illegible]

拝啓 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

拝啓

四分利公債第二回募集ノ景気振揚及ビ之ニ對スル措置ニ関シ小山氏等ヨリ申出ノ件支店長ヨリ電報有之候処尚ホ貴台ヨリ書面ヲ以テ詳シク御報告相成難有存候右ニ付テハ總裁御内意ニ依リ支店長ヘ返書差出置候間御覧被下候事ト存候大蔵省証券償還額ノ儀ハ大蔵省当局者ニ於テ未ダ全部ト明言セラレタルコトハナキ由何等カ行違ヒアリシ様ニ存候

下請組合規約及日本銀行ト組合トノ下請契約ハ[illegible]貴台ヨリ御紙上御内含ノ御要モ可有之ト存シ候ニ付写差上置候是レハ極内ノモノトシテ御取扱被下度候

用事ノミ得貴意候　敬具

四十三年四月五日

深井英五

結城豊太郎様

九月廿日發送

拝啓右記之通三菱合資会社銀行部ヨリ届出有之候ニ付
御通知申上候敬具

明治四十三年九月廿日　下清銀行組合幹事

加

拝啓陳者当社社債四分利公債右記ノ通リ売却致候ニ付
御通知申上候也

八月十日　第一四回四分利　額面五万円、　九拾六円弐拾銭替

八月十三日　同　同　五万円、　九拾六円拾五銭替

同　〃　第二四回四分利　同　五万円、　九拾七円弐拾五銭替

明治四十三年八月廿日　三菱合資会社銀行部

大阪組合銀行御中

日本銀行

明治　年　月　日